第十三条　［略］

2　輸出令別表第一の一四の項（二）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　火薬若しくは爆薬の添加剤又は前駆物質となる物質であって、次のいずれかに該当するもの（共結晶したものを含む。）

イ～ツ　［略］

ネ　ベーターレゾルシン酸鉛又はベーターレゾルシン酸銅

ナ～テ　［略］

ア　一・二・三―トリス（一・二―ビス（ジフルオロアミノ）エトキシ）プロパン又はトリスビノキシプロパンの付加物

サ～ミ　［略］

3～10　［略］

第十四条　輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　第四条第十五号ハ又はニに該当する繊維を用いて製造した成型品（半製品を含む。）であって、有機物をマトリックスとするもの

二　電波の吸収材又は導電性高分子であって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　電波の吸収材として使用するように特に設計したものであって、波長が八一〇ナノメートル超二、〇〇〇ナノメートル未満のもの（周波数が一五〇テラヘルツ超三七〇テラヘルツ未満のものをいう。）のうち、可視光を透過しないもの

ハ　［略］

三～十一　［略］

第十五条　［略］

第十五条の二　外為令別表の三の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第二条第二項又は第三項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

第十五条の三　［略］

第十六条　［略］

2　［略］

3　外為令別表の四の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機の飛行中の空力性能を最適化するために、機体、推進装置及び揚力制御面を統合するための技術（プログラムを除く。）

二・三　［略］

4・5　［略］

第十七条　［略］

第十三条　［略］

2　輸出令別表第一の一四の項（二）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　火薬若しくは爆薬の添加剤又は前駆物質となる物質であって、次のいずれかに該当するもの（共結晶したものを含む。）

イ～ツ　［略］

ネ　ベーターレゾルシン酸鉛

ナ～テ　［略］

ア　一・二・三―トリス（一・二―ビス（ジフルオロアミノ）エトキシ）プロパン又はトリスビノキシプロパンの添加物

サ～ミ　［略］

3～10　［略］

第十四条　輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　第四条第十五号ハ又はニに該当する繊維を使用した成型品（半製品を含む。）であって、有機物をマトリックスとするもの

二　電波の吸収材又は導電性高分子であって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　電波の吸収材として使用するように設計したものであって、周波数が一五〇テラヘルツ超三七〇テラヘルツ未満のもののうち、可視光を透過しないもの

ハ　［略］

三～十一　［略］

第十五条　［略］

第十五条の二　外為令別表の三の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第二条第二項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

第十五条の三　［略］

第十六条　［略］

2　［略］

3　外為令別表の四の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

［新設］

一・二　［略］

4・5　［略］

第十七条　［略］